

令和3年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 企業行動課）

項 目 名	電子帳簿保存制度等を含む申告・納税手続に関する制度及び運用に係る所要の整備		
税 目	所得税、法人税、消費税その他の国税		
要 望 の 内 容	<p>感染症防止への対応が迫られる中で顕在化した社会的課題や新しい生活様式等を踏まえ、申告・納税等の税務手続の一層の電子化の推進等の観点から、企業等の事務負担軽減やバックオフィス効率化に資するよう、国税関係帳簿書類の保存の電子化に関する制度や、税務書類の押印規定等について、所要の見直しを講ずる。</p>		
	平年度の減収見込額	—	百万円
	(制度自体の減収額)	(—	百万円)
	(改正増減収額)	(—	百万円)

新
設
・
拡
充
又
は
延
長
を
必
要
と
す
る
理
由

(1) 政策目的

新型コロナウイルス感染症を契機に、書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、すべての行政手続を対象に見直しを行う必要がある。また、企業等の事務負担に直結する国税関係帳簿書類の電子的保存については、累次の改正を経て保存できる帳簿書類範囲の拡大や手続の簡素化等がなされているものの、新しい生活様式等を踏まえ現場実態に即した形で更なる見直しを行う必要がある。

(2) 施策の必要性

骨太の方針や成長戦略にも記載のとおり、税分野も含めた行政手続の簡素化を事業者目線で進める必要がある。

【経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和2年7月17日閣議決定）】

1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備

（デジタルニューディール）

第3章 「新たな日常」の実現

（4）変化を加速するための制度・慣行の見直し

① 書面・押印・対面主義からの脱却等

書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続できるリモート社会の実現に向けて取り組む。このため、全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるように見直す。

【成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）】

6. 個別分野の取組

（2）新たに高ずべき具体的施策

iii) スマート公共サービスを

③ 世界で一番企業が活動しやすい国の実現

イ) 税・社会保険手続の電子化・自動化

- ・ 年末調整・所得税の確定申告手続に関するマイナポータルを活用した一タ連携による各種申告書の入力自動化等について、社会保険料やふるさと納税に関する控除証明書等、控除・収入関係書類の電子化を目指したロードマップを2020年度中に策定する。

- ・ 税・社会保険手続について、電子申告・電子納付をより一層促進するため、税務申告（申請届出）から納税（納付）までの一連の手続をシームレスに行うことを可能とすることとともに、横断的なワンスオンリーの徹底について、2020年度中にニーズや課題等を検討する。

- ・ 税・公金のキャッシュレス化・法人の電子納付手段に関して、ダイレクト納付も含めた口座振替申込のオンライン完結の実現に向けた課題や個人住民税の特別徴収税額通知書や年金関係を始めとした行政機関等からの処分通知等の電子送達の有り方等を検討する。

- ・ 地方税共通納税システムの対象税目の拡大として、2021年10月より個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割に関する金融機関等の特別徴収義務者が行う申告・納税の電子化に取り組むとともに、地方団体及び経済団体等における検討の状況を踏まえつつ、納税者からの要望が多い税目への拡大について検討を継続し、システムの利用促進に向けた今後の方向性を得る。

④ 対面・書面・押印を求める規制・慣行の抜本的な見直し

- ・ テレワークを含む民間の経済活動等のデジタル化の推進のため、以下の取組を行う。

- 一 原則として、書面・押印・対面が求められている全ての行政手続等について、2020年中に必要な見直しを行う。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	経済産業 経済基盤
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	—